

令和5年度第1回選挙管理委員会会議 次第

日時 令和5年6月1日（木）
午前10時から
場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎2階会議室

1 挨拶

2 議事日程

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 議件

議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者
並びに選挙人名簿登録者数の確定について

議案第2号 袖ヶ浦市公職選挙法施行規程の一部を改正する訓令の
制定について

日程第3 その他

3 その他

議案第 1 号

選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに

選挙人名簿登録者数の確定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項及び第 28 条の規定による選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数を次のとおり確定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数

別紙のとおり

議案第 2 号

袖ヶ浦市公職選挙法施行規程の一部を改正する訓令の制定について
袖ヶ浦市公職選挙法施行規程の一部を改正する訓令を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

提案理由

令和 4 年度に執行された国政選挙から投票用紙の候補者名等の記入欄の配置が
変更となったため、規程の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市公職選挙法施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年6月1日

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御園 豊

袖ヶ浦市選挙管理委員会訓令甲第1号

袖ヶ浦市公職選挙法施行規程の一部を改正する訓令

(袖ヶ浦市公職選挙法施行規程の一部改正)

袖ヶ浦市公職選挙法施行規程(昭和50年選挙管理委員会訓令甲第2号)の一部
を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。